



(京都西南部)

京都・長岡京跡 (2)

1	所在地	一 京都市南区久世東土川町金井田・正登、二 向日市上植野町池ノ尻・大門
2	調査期間	一 一九九四年(平6)八月～一九九五年二月、 二 一九九四年十一月～一九九五年二月
3	発掘機関	(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
4	調査担当者	一 戸原和人・岸岡貴英、二 小池 寛
5	遺跡の種類	都城跡
6	遺跡の年代	一 八世紀～一八世紀、二 八世紀～一四世紀頃
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	一 左京第三三四次調査 一九九四年度の中央自動車道西宮線関係の工事に伴う発掘調査のうち、長岡京跡左京第三三四次調査で木簡が出土した。調査地区名は7ANVKN-2で、調査面積は一五〇〇㎡に及ぶ。新しい長岡京の推定条坊復

原図では、左京二条四坊六町と七町の間の二条条間大路の南北両側溝が推定されているところである。

発掘調査の結果、推定どおり、二条条間大路南北両側溝のほか、掘立柱建物(SB三三四四七)、溝二条(SD三三四四八・三三四四九)、井戸一基(SE三三四〇七)、旧流路一条(SR三三四一〇)、不明遺構(SX三三四四一)が検出された。

二条条間大路北側溝(SD三三四四二)は、調査区の南側で検出された。検出長約四・五m、深さ約〇・六m、幅一・五～一・七mの規模をもっている。

二条条間大路南側溝(SD三三四四四)も、調査区の南側で検出された。検出長約四・五m、深さ約〇・六m、幅一・三～一・六mを測る。埋土中から、土器片数点が出土している。北側溝とこの南側溝の溝心々間距離は、二四・二mある。したがって、二条条間大路は、八丈の規模を持っていたことになる。

溝SD三三四四九は、二条条間大路北側溝とは切り合い関係を持つていないが、溝自体はこの側溝から北東方向にのびており、検出長約一六m、幅約三・〇m、深さ〇・三mの規模を持つ。埋土は大きく三層に分かれる。完形の木簡一点が中層の最上部から出土しており、この溝がほとんど埋まった状態のところで検出された。その他、中層からは、木簡以外に、曲物などの木製品や、土馬・人形といった祭祀関連遺物、下層からは土師器・須恵器などの土器類が出

土している。また、溝内には二―三条の杭列が走っており、この溝のしがらみ状の護岸施設とみられる。

不明遺構SX三三四四一は、溝SD三三四〇九が二条条間大路北側溝と合流する地点の底面で検出した不整形な落ち込みである。底面には玉石が散乱し、上面では獣骨(馬の頭骨)や長岡京期の須恵器片・土師器片が検出された。こうした状況から、この側溝で漢神と関係ある何らかの祭祀的な行為が行なわれた可能性が指摘できる。

井戸SE三三四〇七は、長岡京期にはすでに存在したと考えられる井戸で、埋土から出土する土器の年代観によれば、埋められたのは平安時代と考えられる。

二 左京第三五三次調査

この調査は、京都府土木建築部が計画する府営上植野団地の建設に先立ち実施した。調査地の地区名は7ANFIR-2と7ANFDNにまたがり、調査面積は約一七二〇㎡に達する。新しい長岡京の条坊復原図では、左京四条一坊十町・十二町・十五町にあたり、東一坊坊間東小路や四条条間小路が推定されているところである。

調査の結果、東一坊坊間東小路の東西両側溝、四条条間小路の南北両側溝、流路上の落ち込みが見つかった。

東一坊坊間東小路東側溝(SD三五三二四)は残存幅約一・二m、深さ〇・二―〇・三m、西側溝(SD三五三二三)は最大幅約一・五m、深さ約〇・一mであることが確認できた。傾斜は緩やかであ

るものの、南流している。この両側溝の心々間距離から、東一坊東小路の幅は約9mと推定される。また、四条条間小路の北側溝(SD三五三一九)は幅約一・一m、深さ約〇・一m、南側溝(SD三五三二八)は幅一・一m、深さ〇・二―〇・三mをそれぞれ測る。四条条間小路の幅は約七・八mである。

今回の調査では、特に池状の落ち込み(SX三五三〇六)が注意される。この遺構は、設定したトレンチの屈曲部で確認されており、最下層で暗茶褐色の粘土が幅約一五mにわたって二〇cm程度の厚さで堆積していたことを確認した。この粘土層からは多くの遺物・植物遺体が出土している。主として、この流路の周囲に繁っていた樹木の枝や葉、松の実をはじめ、土器類や瓦などが大量にある。この土器類には、長岡京期だけでなく、平安時代のものも含まれていた。木簡は、これらの土器類とともに出土した加工木製品に混じって出土した。しかも、同時に漆製品などの調度品や漁具も出土しており、この近辺に何らかの作業場があったのかもしれない。また、この粘土層の直上で、礫などを充填した整地層を確認している。

さらに、別の落ち込み遺構(SX三五三二七)も見つかっている。

この落ち込み内には、主軸線に沿って六列の杭が打ち込まれており、護岸を目的にしたのではないかと考えられる。ここからは、土師器・須恵器・灰釉陶器・緑釉陶器などの土器類や、下駄・箸・調度品・檜皮などの木製品、吉志部瓦窯産の瓦類などが出土した。これ

らの遺物からみて、この遺構は平安時代前期に比定される。

8 木簡の釈文・内容

一 左京第三三四次調査

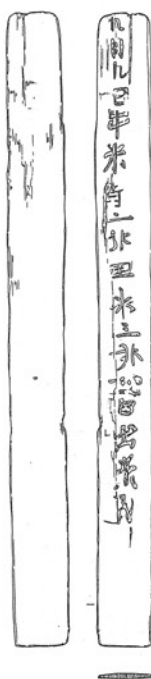
(1) ・「九月九日□米□二升里米三升『四日出米事』」

・「□

300×26×3 011

この木簡は、短冊形で、いわゆる文書様木簡に分類してよいものである。内容は、米の出納に関するもので、九日に必要な米を四日に出したことが記されている。ここに書かれた「里米」は、あるいは「黒米」（玄米）のことであろうか。また、「四日出米事」は、別筆で書かれており、何らかの出納帳簿の原資料になった可能性がある。

ところで、九月九日は重陽節の日で、菊花宴が開かれる日である。この日に宴を設けることは、すでに『日本書紀』天武一四年（六八五）九月壬子条に「天皇宴于旧宮安殿之庭」とあるように、七世紀後半の段階から確認できるが、のちに、天武天皇の国忌と重なっ



たため、大宝二年（七〇二）十二月に停止され、養老雜令40諸節日条の規定でも九月九日は節日ではない。天武の国忌は延暦一〇年（七九二）に廃されたと考えられるが、山中裕氏の研究によれば、重陽節が節会として認められるようになるのは、天長八年（八三一）に節日となって以降のことであり、それまでは重陽宴、菊花宴とはいっても宴にすぎなかった（山中裕『平安朝の年中行事』塙選書）。『類聚国史』巻七四歳時五、弘仁五年（八一四）三月辛亥条に載せる藤原園人の上奏には、九月九日は「不入節会之例」とあり、弘仁年間までは節日とは意識されていなかったことがわかる。

この木簡は、年紀がないものの、出土層位から考えて、長岡京の時期からそれほど時間がたっていない頃とみられるので、九月九日がまだ節会とはなっていない段階の木簡と考えてよからう。しかし、すでに菊花宴が行なわれていたとすれば、この宴に関係する米の支出が行なわれてもよい。例えば、節会として成立した段階の史料ではあるが、『延喜式』に節料として大膳職や内膳司が用意する米が見える。そこには「黒米」は見えないが、米や糯稻、糯糯などが見えている。これら節料の米に関する史料からみれば、和歌森太郎氏の指摘する「收穫の喜び」に由来した行事に、中国的な長寿を祈念する重陽節が重なったとする説（和歌森太郎『年中行事』日本歴史新書）が妥当なようである。

二 第三五三次調査

(1) 山 [繭カ]

(110) × (18) × 4 081

(2) [大カ]

(108) × (16) × 4 081

両者とも折損が著しく、文字はほとんど判読できない。(1)では、一字目が「山」と読めるほかは、二字目が「繭」の可能性がある程度である。(2)の方は、右側の約三分の一程度が割れているようで、文字の判読はできなかった。ともに、裏面には文字はないが、(2)の裏面は削られているようである。

なお、釈文の確定などにあたっては、(財)向日市埋蔵文化財センター山中章氏、向日市教育委員会清水みき氏のご助力をいただいた。

9 関係文献

戸原和人「長岡京跡左京南一条三坊十三町の宅地」(『京都府埋蔵文化財情報』第五八号 一九九五年)

小池 寛「長岡京跡左京第三五三次」(『京都府埋蔵文化財情報』第五七号 一九九五年)

(一) 岸岡貴英・土橋 誠
(二) 小池 寛・土橋 誠

木簡研究 第一五号

巻頭言

早川 庄八

一九九二年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三条二坊三坪 藤原宮跡 藤原京右京五条四坊 丹切遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 中海道遺跡 勝龍寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 鳥羽離宮跡 大坂城跡 大坂城下町跡 喜連東遺跡 平野環濠都市遺跡 植附遺跡 袴狭遺跡(内田地区) 鴨田遺跡 六六B遺跡 安養寺跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 梶子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡 二之宮宮東遺跡 安養寺森西遺跡 世良田諏訪下遺跡 小茶円遺跡 番匠地遺跡 瑞巖寺境内遺跡 八幡林遺跡 綾ノ前遺跡 馬場天神腰遺跡 乾遺跡 宮永ほじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中島田遺跡 久米窪田森元遺跡 観世音寺跡(南門跡) 脇道遺跡 城原三本谷南遺跡 妻北小学校敷地内遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一五)

一 乗谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡宮跡(宮第三一・三三三) 草戸千軒町遺跡(第五・六・八次)

国・郡の行政と木簡

―「国府跡」出土木簡の検討を中心として

京都府相楽郡木津町鹿背山郷蔵の俵上札

加藤 友康
田中淳一郎

葉報

頒価 四五〇〇円 送料五〇〇円